

8. PHRの推進について（資料8-1～資料8-10）

国民・患者が、PCやスマートフォン等を通じて、自身の保健医療情報を閲覧・活用できる仕組みとしてパーソナル・ヘルス・レコード（PHR）を推進している。学校、職場など生涯にわたる個人の健康等情報について、マイナポータルにおいてワンストップで閲覧・ダウンロードできるようにするとともに、民間PHR事業者とマイナポータルとのAPI連携などを通じて、国民が自らのニーズに応じて適切にPHRを利活用できる環境を整えていく。

具体的には、「新たな日常にも対応したデータヘルスの集中改革プラン」の工程に基づき、必要な法令上の対応やシステム改修等を行い、順次提供できる健診等情報を拡大していく。

健康増進法に基づき健康増進事業として市町村が実施する検診のうち、がん検診、肝炎ウイルス検診、骨粗鬆症検診、歯周疾患検診については、令和4年度の早期の提供に向けて、本通常国会において番号法等の改正を行うとともに、各種標準様式などをお示しする。各市町村においては、それらを踏まえてシステム整備をいただきたい。

法改正の内容としては、健康増進事業を情報連携事務として番号法の別表2に位置付けるとともに、転居等してきた住民の検診結果等を、転居元の市町村に求めることが出来る旨の規定を置くものである。

システム整備については、市町村が健診機関から標準様式で健診結果を受け取るためのシステム整備については1/2の補助、中間サーバに副本登録をするためのシステム整備については2/3の補助をさせていただき予定である。

各市町村においては、システムベンダーとの調整や必要予算の確保をお願いするとともに、2022年度早期のマイナポータルでの提供に間に合うように、システム整備を進めていただきたい。

また、自治体と保険者が、地域・職域連携等によって効果的な保健事業の実施やデータ分析等を行うため、それぞれが保有する各健診等情報を共有できる仕組みについて検討を行っていく予定であり、ご意見などがあれば、是非お寄せいただきたい。